



入湯税ってなに?!

秋の行楽シーズンで日常の喧噪から離れ温泉で日頃の疲れを癒やされた方も多かったのではないのでしょうか。その際、『入湯税として150円のご負担をお願いしております』と説明は受けたものの、どうして負担するのかハッキリは分からず『あ、はい。分かりました』とお支払いされた方も多かったのではないのでしょうか。

この入湯税、地方税法で入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税で、その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるとされています。

課税団体	鉱泉浴場所在の市町村
課税客体	鉱泉浴場における入浴行為
税率	1人1日150円を標準とする
徴収方法	旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、市町村に納入
用途	環境衛生施設の整備 鉱泉源の保護管理施設の整備 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光の振興（観光施設の整備を含む）

入湯税がかかるのは鉱泉浴場です。市町村により違いはありますが天然鉱物由来の効能が表れる鉱泉水を使用していれば、人工温泉も入湯税の課税対象となり、温泉を外から運ぶ「運び湯」も課税対象です。

では、入湯税をより深掘りするために2つの質問をさせていただきます。

(引用：総務省HPより)

▶ 誰が入湯税を負担するのでしょうか？

入湯税は、鉱泉浴場での入湯行為（入浴）に対し課税されます。つまり、鉱泉浴場を利用する方（入湯客）が入湯税を負担するのです。通常、入湯客が温泉施設の入場料や宿泊料と一緒に、鉱泉浴場に支払うこととなります。

▶ 誰が入湯税を納税をするのでしょうか？

入湯税を負担するのは温泉施設ではなく、入浴客が負担することになっていましたね。実は納税義務者も入湯客ですが、実際には温泉に入った際に入湯税を鉱泉浴場に支払い、鉱泉浴場経営者が特別徴収義務者として納税しています。

余談ですが入湯税は、入浴行為の対価として鉱泉浴場に対して支払っているわけではないので「入湯税」部分には、いわゆる消費税が課税されません。ゴルフ利用税も同様の理由です。

ここで、税金の種類分けとして①国税と地方税、②直接税と間接税、③普通税と目的税などがあります。

① まず、国税と地方税とは、税金を課す主体である課税主体により、国が課す国税と地方公共団体が課す地方税があります。入湯税は、市町村が課税しますので、地方税のうち市町村民税となります。

② 次に、直接税とは、納税者が国や地方公共団体に直接納めるもので、担税者（税金を負担する人）と納税義務者（税金を納める人）が一致します。例えば所得税・法人税・相続税・住民税などです。

・直接税；担税者＝納税者がみずから → 国・地方公共団体へ納税

一方で、間接税とは、担税者が直接税金を納めず、事業者などの納税義務者を通じて納める租税で、代表的なものに消費税・酒税などがあります。入湯税も入浴客が鉱泉浴場に支払い、浴場経営者が納税していますが、本来の納税義務者は入湯客で、浴場経営者は特別徴収義務者に過ぎませんが、間接税の仲間の一種として取り扱われていることが多い税金です。

・間接税；担税者が → 納税者へ支払って → 国・地方公共団体へ納税

③ 最後に、普通税とは、その収入の使い道を特定せず、一般経費に充てるために課される税を指します。一方で、目的税とは、特定の目的のために課される税であり、その使い道はあらかじめ定められています。入湯税は、用途が定められている法定目的税ですので、定められた目的以外の用途は認められません。

つまり入湯税は、市町村の環境衛生施設等の整備および観光の振興に必要な費用に充てる目的で、鉱泉浴場の入浴客に対して市町村が課税し浴場経営者が納税する地方税で間接税の一種なのです。

では、この入湯税。具体的に誰に課税するのか、税率はいくらにするのかは、各市町村の条例で定めますが、前掲のように総務省により『地方税法により入湯客1人1日について、150円を標準とするもの』と定められています。各市町村の財政事情により課税対象の入湯客の範囲や標準を超える税率、またはそれを下回る税率でも条例で定めることが出来ます。なお、標準を超えて税率を定める場合の上限となる税率である制限税率は入湯税では定められていませんので、税率をいくらに設定しても法律上は構いません。

そこで藤沢市を具体例に実際の条例等を確認してみましょう。

【納税義務者（税を負担する担税者のこと）】

鉱泉浴場における入浴客。ただし、次の1～3のいずれかに該当する入湯客は課税免除とする。

【入浴客の課税免除対象者】

- 1). 年齢12歳未満の者
- 2). 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- 3). 1,000円以下の入湯料金で入湯する者

【課税標準及び税率】 鉱泉入浴における入湯行為 入湯客1人1日につき、150円

【徴収方法】 浴場経営者（特別徴収納税義務者）が入湯客から入湯税を受取り、市へ申告納付

【期別及び納期限】 毎月 翌月15日

【用途】 令和6年度は観光振興費の財源

なお、藤沢市の特別徴収納税義務者は令和3年度、4年度ともに4人で、毎年約900万円の税収入があり、その用途は観光振興費の財源となっており、観光振興費の観光宣伝費として支出されています。観光宣伝費の過去3年間の支出は右上図の通りです。

(単位;円)

観光宣伝費の事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
誘客宣伝事業費	58,077,854	29,889,905	49,316,650
江の島マイアミビーチショー負担金	2,652,000	2,779,003	5,143,000
湘南江の島フェスティバル事業費	11,365,037	7,178,904	12,633,000
湘南藤沢フィルムコミッション事業費	22,750,671	27,324,413	18,450,399
市内宿泊型観光推進事業補助金	-	-	176,414,883
MaaS 基盤強化事業補助金	-	-	75,000,000
合計	94,845,562	67,172,225	336,957,932

観光宣伝費の全額を入湯税だけでカバーすることは出来ませんので、普通税などの他からの財源も充てられています。

また、主だった市町村の税率と課税免除規定を表にしますと、下記の通りです。

市町村名	藤沢市	平塚市	茅ヶ崎市	箱根町	熱海市	日光市	札幌市	神戸市	伊東市
税率 (1人/1日)	150円	80円	宿泊150円 日帰100円	宿泊150円 日帰50円	150円	宿泊150円 日帰50円	宿泊150円 日帰100円	宿泊150円 日帰75円	150円
課税免除	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)入湯料金が1,000円以下	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)入湯料金が1,500円以下 4)市長が特別の事情があると認める者	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)入湯料金が1,400円以下	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)修学旅行 4)疾病による長期療養者	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)利用料金が1,000円以下 4)修学旅行 5)常時の研修施設 6)保健指導所 7)老人ホーム 8)健康増進目的の公の施設	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)修学旅行	1)12歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)修学旅行 4)福祉施設	1)7歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)利用料金が1,200円未満 4)修学旅行 5)社会福祉施設	1)6歳未満 2)共同浴場・一般公衆浴場 3)利用料金が1,000円以下 4)修学旅行

別府市	税額 (1人/1日)	
	短期滞在	長期滞在
宿泊料金又は飲食料金		
1,500円～ 2,000円	50円	25円
2,001円～ 4,500円	100円	50円
4,501円～ 6,000円	150円	75円
6,001円～ 50,000円	250円	125円
50,001円～	500円	250円
娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円	-
課税免除	1) 12歳未満の者 2) 共同浴場・一般公衆浴場 3) 修学旅行 4) 市長が特に必要があると認めた者	

左記(別府市)のように利用料金に応じて税率が高くなり標準税率の150円よりも高くなる超過累進課税を採用している市町村もあります。

スペースの関係で簡略化、比較のため一部を抜粋・変換していますが、1)年齢、2)共同・一般公衆浴場、3)利用料金1,000円以下などで課税免除規定を設けている市町村が多く、その他、

修学旅行や湯治など地域色が反映されているようです。なお、近隣、平塚市と茅ヶ崎市は条例で入湯税について定めていますが、納税額は0円です。また、今回、私の調べた範囲で課税されている税率が一番低いのが広島県世羅町の20円で、別府市の500円が最高税率でした。

さて、日本全国へ視点を移しますと入湯税収入と入湯客数は右記のようになります。

●入湯税収入ランキング(単位;千円)

(引用;箱根町HPより)

順位	平成30年度		令和元年		令和2年度		令和3年度	
	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入
1	箱根町	683,722	箱根町	620,737	箱根町	378,969	箱根町	408,310
2	熱海市	439,575	別府市	465,010	熱海市	223,670	別府市	259,394
3	札幌市	408,322	熱海市	464,746	別府市	223,249	熱海市	243,438
4	日光市	384,695	札幌市	387,698	伊東市	190,574	伊東市	218,140
5	伊東市	353,199	日光市	366,820	日光市	178,311	日光市	198,881

箱根町が突出した税収入をあげており昭和62年以降40年弱にわたり1位を継続しています。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で平時の6割程度まで減少していますが、例年7億円前後で推移しています。また、別府市は入湯客数においてはランク外ですが、令和元年より超過課税を実施して、入湯税収入が上昇しています。

●入湯客数ランキング(単位;人)

(引用;箱根町HPより)

順位	平成30年度		令和元年		令和2年度		令和3年度	
	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数
1	箱根町	5,444,757	箱根町	4,945,980	箱根町	3,043,144	箱根町	3,334,861
2	札幌市	3,187,655	熱海市	3,078,991	熱海市	1,509,746	熱海市	1,632,115
3	熱海市	2,936,007	札幌市	3,039,340	札幌市	1,378,243	札幌市	1,592,707
4	日光市	2,758,113	日光市	2,628,751	神戸市	1,302,594	神戸市	1,492,566
5	伊東市	2,321,791	浜松市	2,477,510	日光市	1,296,422	伊東市	1,480,467

調べ出すと切りがありませんが、似たような税金に『宿泊税』もあります。この機会に身のまわりの税金にご興味をお持ちいただければ幸いです。